はじめに「働き方改革関連法」の概要

「働き方改革関連法」は、労働基準法など複数の法律を一括して改正した法律です。各法律の主な改正項目と項目ごとの施行日を整理すると、下表のようになります。

【「働き方改革関連法」の主な改正項目と施行日の一覧】

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">主な改正項目</th><th rowspan="2">本冊子での該当ページ</th><th colspan="2">施行日</th></tr>
<tr><th>大企業</th><th>中小企業
（中小企業基本法の定義）</th></tr>
<tr><td rowspan="7">労働基準法</td><td>時間外労働の上限規制</td><td>27 ページ</td><td rowspan="2">平成 31 年
4月1日</td><td>令和2年
4月1日</td></tr>
<tr><td>年5日の年次有給休暇の確実な取得</td><td>31 ページ</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>月 60 時間超の時間外労働についての割増率引上げ</td><td>29 ページ</td><td>平成 22 年
4月1日</td><td>令和5年
4月1日</td></tr>
<tr><td>フレックスタイム制の拡充</td><td></td><td colspan="2" rowspan="6">平成 31 年
4月1日</td></tr>
<tr><td>高度プロフェッショナル制度の新設</td><td></td></tr>
<tr><td>労働時間等設定改善法</td><td>勤務間インターバル制度の導入促進（努力義務）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">労働安全衛生法</td><td>長時間労働者に対する面接指導等</td><td>34 ページ</td></tr>
<tr><td>産業医の活動環境の整備</td><td></td></tr>
<tr><td>健康相談の体制整備、
健康情報の適切な取扱い</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">パートタイム・有期雇用労働法
労働契約法
労働者派遣法</td><td>均衡・均等待遇（同一労働同一賃金）</td><td>8ページ</td><td rowspan="2">令和2年
4月1日</td><td rowspan="2">令和2年4月1日
（パートタイム・有期雇用労働法については、令和3年4月1日）</td></tr>
<tr><td>待遇に関する説明義務の強化</td><td>15 ページ</td></tr>
</table>

※本表は、平成 30 年成立の「働き方改革関連法」による主な改正項目と当初の施行日を整理したものです。パートタイム・有期雇用労働法、同一労働同一賃金ガイドライン及び雇用管理指針については、令和８年 10 月１日施行・適用の改正があります。（主な法改正ポイント参照）

※中小企業の範囲

① 資本金の額または出資の総額が

小売業	5,000 万円以下	または
サービス業	5,000 万円以下	
卸売業	1億円以下	
上記以外	3億円以下	

② 常時使用する労働者数が

小売業	50 人以下
サービス業	100 人以下
卸売業	100 人以下
上記以外	300 人以下